

## 第三者評価結果の公表事項(児童一時保護所)

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 旅人とたいようの会

### ② 施設の情報

|                       |                        |          |      |    |
|-----------------------|------------------------|----------|------|----|
| 名称：岐阜県中央子ども相談センター     |                        | 種別：一時保護所 |      |    |
| 定員：30名                |                        |          |      |    |
| 経営主体：岐阜県              |                        |          |      |    |
| 職員数（保護課職員のみ）：常勤勤務 17名 |                        |          |      |    |
| 専門職員<br>（保護課職員のみ）     | 専門職の名称                 |          | 人数   |    |
|                       | 児童指導員（うち心理療法担当職員1名を含む） |          | 15名  |    |
|                       | 保育士                    |          | 2名   |    |
|                       | 個別対応業務専門職              |          | 1名   |    |
|                       | 学習指導専門職                |          | 3名   |    |
|                       | 児童心理相談員                |          | 1名   |    |
|                       | 施設業務専門職（うち看護師1名を含む）    |          | 5名   |    |
| 施設・設備の概要              | 居室                     | 18室      | 多目的室 | 1室 |
|                       | 生活相談室                  | 0室       | 医務室  | 1室 |
|                       | 保育室                    | 1室       | 調理室  | 1室 |
|                       | 学習室                    | 2室       | 食堂   | 1室 |
|                       | 事務室                    | 2室       | 洗濯室  | 2室 |
|                       | 面接室                    | 3室       |      |    |

### ③ 理念・基本方針

#### 一時保護所の支援の基本理念

##### 【安全安心】

子どもたちが心身ともに安全で安心できる環境を提供します

##### 【受容傾聴】

子どもたちの気もちに寄り添い、子どもたちの言葉に耳を傾け一緒に考えます

##### 【個性尊重】

子どもたち一人一人の個性を大切にした支援に努めます

##### 【連携協働】

児童福祉司、児童心理司と力を合わせて、子どもたちを支援します

##### 【自己研鑽】

ケアの質の向上を目指して、研鑽に努めます

## 【権利擁護】

子どもの権利が守られ、意見表明の機会を確保します

## 支援の基本方針

### 1 一時保護所職員の役割【安全安心】

一時保護所は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離し保護する施設である。一時保護は、子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、一時保護所職員は、子どもへのケアアセスメントの原則をもとに、生活を通して子どもの安全を確保し、安心感を与えるケアを行う。一時保護所職員は常に子どもから見える場所において、いつでも子どもが話しかけることができる環境を作る。

### 2 一時保護職員の基本姿勢【受容傾聴】

一時保護所の支援は短期間であるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保し、安心感を与える支援を行うことである。そのためには子どもたちの気持ちを共感的に受け止め、子どもの言葉に耳を傾け、時には、子どもが表す大人への怒りや不安な気持ちを受け止めなければならない。

### 3 一人一人の子どもを大切にされた支援【個性尊重】

入所理由や現在の表面的な現象のみに目を向けるのではなく、その背景にある要因や心理状態を十分に理解し、集団生活においても細やかな個別的配慮を行う。一人一人の子どもの特性や個に応じた対応を心掛ける。子ども自身が「ここでは守られている」と感じられる場所にする。

### 4 児童福祉司、児童心理司との連携【連携協働】

一時保護中の子どもへの支援は、一時保護所職員だけで行うものではなく、担当児童福祉司、児童心理司と協働で実現する。一時保護所職員は児童相談所の機能を熟知したうえで、一時保護所が担うべき役割を認識し、子どもと真摯に向き合い、子どもの願いを担当児童福祉司に伝え議論することで子どもの最善の利益実現を目指す。

### 5 専門性の向上【自己研鑽】

一時保護所職員は、子どもの生活支援や学習支援、行動観察、緊急時の対応等の業務を担うため、内部の職員又は外部の専門家から指導を受ける機会を積極的に活用し資質向上に努める。月一回の職員全員による会議の定例化に努め、職員による子どもへの対応を統一し、情報の共有を図る。

### 6 子どもの権利擁護【権利擁護】

一時保護中の子どもの外出、通信、行動等の制限は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限とする。併せて、子どもの在籍する学校や幼稚園などと連携し、学習の機会を保障するなど、子どもの利益に配慮し教育を受ける権利を最大限保障する方法を検討する。

また、子どもの意見や苦情を受けるために意見箱を設置したり、外部から意見表明支援員の定期的な訪問を受けたりして、意見表明権を確保する体制を整備する。

#### ④第三者評価の受審状況

|                          |                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------|
| 評価実施期間（和暦）               | 令和7年6月27日（契約日）<br>～ 令和8年2月26日<br>（評価結果確定日） |
| 前回の受審時期<br>（評価結果確定年度・和暦） | 令和4年度                                      |

#### ⑤総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ・子どもの権利擁護

一時保護に至る背景や個々の行動特性を各子ども相談センター（児童相談所）と綿密に共有し、丁寧に受け入れている。子どもが不安定になった場合は受容的・共感的なアプローチをして子どもの気持ちを受け止め支援することで、ここは安心安全な場所であり職員は信頼できる存在であると認識できるよう、精神的サポート信頼できる職員体制を整え支援にあたっている。

##### ・個別ケア

子どもが表出する感情や行動の背景にあるニーズを把握するため、職員間で密な情報共有と連携を行っている。日々の関わりでは子どもに傾聴と受容の姿勢を持ち子どもが情緒的な安心感が得られるよう丁寧なケアに努めている。

##### ・学習支援

子ども一人ひとりの能力や理解力に応じた個別指導で達成感を味わい自己肯定感を育てている。創作では子どもの興味や創造力、集中力に合わせて用具を揃え職員が付き添い表現の場を提供している。

##### ・ストレスケア・活動

外部と遮断された環境下でストレスを軽減するため戸外での運動遊びを積極的に取り入れるほか、個別のニーズを反映した映画鑑賞やピクニック（年2回）所外活動（毎月1回）季節ごとのイベントなどアクティビティーを実施し情緒の解放とリフレッシュの機会を確保している。

##### ・職員の育成・質の向上

経験豊富な職員の高度な専門スキルを次世代職員に継承するため内部研修やOJT（実務を通じた教育）に生かすことを考慮している。

##### ◇改善を求められる点

・子ども達が熱中できる活動としてレクリエーションや創作活動している点は評価できますが、現状は運動系と創作系に活動が偏っている傾向がみられる。今後

は、音楽を好む子ども達のニーズにも応えられるよう、ピアノなど楽器の導入やリズム遊びなどの音楽・絵画活動を取り入れた環境整備に期待する。

- ・ 祝祭日、土日は職員の勤務体制から自由時間が長くなる傾向にあり、自分なりに過ごし方を見つけられない子どもにとっては、「退屈」や「不安定さ」「孤独感」を招く要因となっている。この課題を解消し、日課の充実を図るため外部資源の活用として自由時間をカバーする（大学生の学習指導アルバイト・ピアノ指導のできる）大学生を招き、子ども達と密に関わる時間を設けるなど人材を確保し、子ども達に多様な刺激と交流の機会を提供する工夫を期待する。（神戸の一時保護所の先行事例を参考に学習塾講師による指導を取り入れるなど、外部リソースを効果的に活用して日課の充実を図る。）
- ・ 当施設の宿直職員の勤務時間が午前8時30分から翌日の午前9時30分までと25時間を超える拘束となっており心身への負担を危惧する。現在、宿直（断続的労働）と夜勤（通常の業務）境界があいまいになっており、職員の疲弊を招いています。勤務内容を整理し日勤と夜勤のシフト制へ移行するなど抜本的な見直し労働環境の適正化が急務です。
- ・ 安全管理体制の強化  
職員の十分な休息時間を確保できる人員配置を行い、注意力の低下による事故リスク（夜間の見守り漏れや誤薬など）を物理的に排除する対策に期待する。（神戸の一時保護所の先行事例を参考）夜間の緊急保護受け入れや見守り緊急時対応において職員が万全な体調で臨めるよう、適切な休息と人員配置確保する事が子ども達の安全・安心なケアに直結する。

#### ⑥ 第三者評価結果に対する施設のコメント

子どもたちが安全な環境下で安心して楽しく過ごせるようにするための私たちの取り組みや努力を評価してくださってありがとうございます。今後とも、個々の子どもたちのニーズにきめ細かく対応できるよう、子ども会議や意見表明等支援員との面談の場を活用して意見を聞き取り、実現に向けた努力をまいります。

宿直勤務の負担軽減や個別支援をより充実させるための体制づくりにつきましては、県子ども家庭課とも連携しながら、今後の課題として取り組んでまいります。

#### ⑦ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。